

コンテンツ (No.17)

今回は、昨年末(1999.12.29)に工商行政管理局から発表された「商標法行政執行における若干の問題に関する国家工商局の意見」を紹介いたします。今回発表された意見は、商標法や実施細則の解釈や判断基準を示すもので、27条の規定からなっており、各地方の工商行政管理局が職務執行の参考にするために発表されたものです。複数地域に跨る商標侵害事件での管轄問題、罰金及び損害賠償の算定基準等が示されており、実務上有用とされますので、仮訳全文を掲載いたします。

主な重要点を列記すれば、以下の通りです。

- 1．侵害行為地の定義と管轄権（二条）
- 2．商標詐称行為の定義（三条）
- 3．類似の判断基準（六条、七条）
- 4．著名商標の保護（十一条）
- 5．独占的商標専用権の効力（十八条）
- 6．罰金額の算定（二十五条）
- 7．損害賠償額の算定（二十七条）

商標法の行政執行における若干の問題に関する国家工商局の意見(仮訳)

各省、自治区、直轄市及び計画単列市工商行政管理局：

商標行政執行の程度を強め、商標管理業務を強化し、商標案件処分の質を高め、より良く商標法及び関係の法律・法規を執行するため、商標行政執行の中の若干の問題について以下のような意見を提出する。

一、工商行政管理機関商標管理部門の処理する商標違法事件は主に以下のものを含む。

- (一) 商標侵害及び詐称事件；
- (二) 商標違法使用事件；
- (三) 商標標識を非合法に印刷、販売する事件；
- (四) 商標使用許諾に関する違法事件；
- (五) その他の商標法律、法規及び規則に違反した事件。

二、商標侵害事件の中の侵害行為地とは、侵害行為が行われる過程に係わった全ての地域をいう。侵害品の生産地、運輸地、販売地及び貯蔵地等を含む。二つ以上の地方工商行政管理機関が共に一つの商標侵害事件について管轄権を

有している場合、先に要訴追事件として提起を受けた工商行政管理機関が管轄する。

三、以下に列挙した三種の商標侵害行為は、「商標法」、「不正競争防止法」の規定した登録商標詐称行為に属する。

- (一) 商標所有者の許諾がないにもかかわらず、同類の商品にその登録商標と同一の商標を使用する行為。
- (二) 登録商標を詐称した商品であることを知ってそれを販売する行為。
- (三) 他人の登録商標の標識を偽造、無断製造する行為または偽造、無断製造した登録商標標識を販売する行為。

四、1997年10月1日に施行された「中華人民共和国刑法」には、商標犯罪に関する違法行為が三種類規定されている。最高人民法院の「中華人民共和国刑法」を執行して罪名を確定する規定」によって、商標犯罪違法行為の罪名は、登録商標詐称罪、登録商標詐称商品販売罪、登録商標標識の不法製造罪及び不法製造標識販売罪である。

その中で、登録商標詐称罪は商標犯罪行為の一種類である。

工商行政管理機関の処分する商標侵害行為のうち、商標犯罪の疑いがある場合には、法律に基づき公安機関に引き渡して、公安機関で登録調査をする。公安機関がまだ商標犯罪の登記標準を制定していない場合、最高人民検察院の「登録商標詐称犯罪登記標準に関する規定」(高検発研字[1993]12号)を参照して執行する。

五、同一商標とは、二つの商標を比較した場合、文字、図形または文字と図形の組合せが同一であるまたは視覚的には区別できないものをいう。

類似商標とは、二つの商標を比較した場合、文字の字形、読み方、意味または図形の組合せ及び色または文字と図形の総体的仕組みが類似で、消費者に商品または役務の出所を混同させる可能性が高いものをいう。

六、同一商標または類似商標の判断

- (一) 登録された商標を基準とし、商標登録者が実際に使用した商標を基準とはしない。
- (二) 通常の利用者の一般的判断力を判断の主観標準とし、全体比較と商標顕著部分の比較を結合して、総合的に判断する。

七、類似商品とは、効能、用途、消費対象、販売の経路などの面で関係があるまたは特定の連係がある商品をいう。

類似役務とは、サービスの目的、方式、対象などの面で関係があるまたは特定の連係がある役務をいう。

商品と役務に同一または類似の商標を使用し、消費者にその商品と役務の出所を混同させる恐れがある場合、その商品または役務を類似と認定する。

八、商品または役務の類似の判断

- (一) 通常の消費者が持つ商品または役務に対する客観的な認識によって総合的に判断する。
- (二) 「商標登録商品と役務の国際分類表」、「類似商品と役務の区分表」は、類似商品または役務を認定するための参考とすることができるが、唯一の根拠ではない。

九、以下に列挙した登録商標と同一または類似の文字、図形を使用する行為は、商標侵害行為に属しない。

- (一) 善意によって自分の名称または住所を使用する行為；
- (二) 善意によって商品または役務の特徴または属性を説明する行為。特に商品または役務の質、用途、地理的出所、種類、価値及び提供期日を説明する行為。

十、「商標法実施細則」の第 41 条に規定した商標侵害行為は、「商標法」第 38 条第(4)項にいう行為に属する。その他の登録商標専用権を侵害する行為も、「商標法」第 38 条第(4)項に規定した商標侵害行為に属する。

十一、非類似の商品または役務に、知名度が高く且つ識別性が高い商標と同一または類似の商標を使用して、不公平にその商標の識別性または声譽を利用した若しくは損害を与えた行為の処理は、「商標法」第 38 条第(4)項の個別事件規定を適用することができる。但し、「工商行政管理機関が商標違法事件を処理する監督規定」に基づいて執行しなければならない。

十二、登録商標の延期期間（訳者注）において、商標登録者が更新の出願を提出し、且つ許可された場合、商標専用権は継続して存在する。他人がこの期間にその商標と同一または類似の商標を使用する行為は、商標侵害行為に属する。商標登録者が更新の出願を提出しなかったまたは更新の出願を提出したが拒絶された場合、期間満了後、その商標専用権は法律によって保護されない。

延期期間における商標の保護を申請する場合、申立人は更新出願証明を提出しなければならない。提出しない場合、工商行政管理機関は受理しない；既に受理した場合、受理を中止し、更新審査の状況が確定してから処理する。

十三、委託者の要求に応じて印刷された商標標識が他人の登録商標専用権を侵害する場合、委託者も侵害の責任を負わなければならない。

十四、商標被許諾者が許諾者の登録商標を使用するのは、登録権者がその登

録商標を使用するものと見なす。

十五、OEM 生産の場合、加工者が委託者の登録商標の付いている商品を生産、販売するときは、双方が商標使用許諾契約を締結しなければならない。

十六、商標使用許諾契約は商標局に届出の必要がある。届出がない場合、当事者が相応の行政法律責任を負わなければならないが、許諾契約の効力には影響しない。但し、許諾契約の中で届出を契約の発効要件と明確に規定しているにもかかわらず、届出がなされていない契約については効力が発生しない。

十七、登録商標の譲渡があっても、譲渡前に既に発効した商標使用許諾契約の効力には影響しない。但し、許諾契約に別に規定した場合は除外する。

十八、商標独占使用許諾は、商標登録者とその商標専用権の範囲内で、その商標の使用を一人の被許諾者だけに許諾し、自身もその商標使用権を放棄する商標使用許諾をいう。独占使用許諾の被許諾者は、許諾契約の有効期限内であれば、商標権利者として自分の名義で工商行政管理機関に訴えることができる。

十九、商標被許諾者が許諾契約の規定に違反して、許諾使用の商品または役務の範囲、使用の期限または商品の数量を超え、且つ商標侵害を構成した場合、工商行政管理機関は許諾者の請求に応じて法律によって処理することができる。

許諾者と被許諾者の間で商標使用許諾契約の内容について争いがあり、且つ事件の処理に影響を与える可能性がある場合、工商行政管理機関は事件の処理を中止して、契約の争いが解決された後に処理を続行することができる。

二十、登録商標を詐称しまたは「商標法」の第 8 条の関係規定に違反した商品であることを知って販売する商標違法行為については、工商行政管理機関はその行為を禁止し、期間を限って是正を命じなければならない。

二十一、商標侵害事件を処理する場合、工商行政管理機関は侵害活動に関する品物を封印することができる。封印された商品は侵害嫌疑者が保管することもできるし、工商行政管理機関自身またはその委託者が保管することもできる。侵害嫌疑者が自分で保管する場合、保証書を提出しなければならない。

二十二、工商行政管理機関が、申立人の請求に応じて、証拠について先行登記保全または封印の措置をとる場合、実際の状況により、法律の規定に基づき申立人に相応の担保の提供を要求することができる。

二十三、「工商行政管理暫定規定」第 43 条の規定により、工商行政管理機関が調査及び証拠収集する場合、販売の停止、処分の待機、関係財物の転移・隠

匿・廃棄禁止等の命令を遵守しない当事者に対し、その情状により不法所得の三倍以下、最高三万元の罰金を課す。不法所得がない場合、一万元以下の罰金を課す。

二十四、工商行政管理機関が既に受理し、まだ行政処理決定の出していない商標侵害事件について、申立人が申立の撤回を申請する場合、工商行政管理機関は賠償を命じないが、実際の状況によって侵害者の行政法律責任を追究することができる。

二十五、工商行政管理機関が商標侵害の行為に対して罰金を命じるのは、「商標法」及びその「実施細則」の関係規定に基づかなければならない。登録商標詐称行為については、罰金額は不法売上の30%以下またはは侵害により得られた利益の三倍以下であってはならない。その他の情状が重い商標侵害行為については、罰金額は不法売上の20%以下または侵害により得られた利益の二倍以下であってはならない。

二十六、工商行政管理機関は職権により、自主的に処理した商標侵害事件について、行政処理決定を出していない期間であれば、商標権利者の要求に応じて侵害者に賠償を命じることができる。

二十七、「商標法」の第39条の規定により、被侵害者が工商行政管理機関に賠償命令を請求する場合、侵害者が侵害期間に侵害により得た利益または被侵害者が侵害された期間に侵害により受けた損失のいずれかを選択し、これを根拠として賠償額を算出することができる。

侵害者が侵害期間に侵害により得た利益は、通常販売収入からコストと相応の税金を引いた後の額を指す。販売収入の算出には侵害者の実際の収入だけが関係し、即ち販売した商品による収入だけであり、在庫品は含まない。

被侵害者が侵害期間に侵害により受けた損失とは、実際の損失を指し、直接損失と間接損失を含む。直接損失は被侵害者が侵害期間に失った利益または侵害者の取引高に被侵害者の正常商品平均利潤率をかけた額である。間接損失は被侵害者の受けた侵害者の侵害行為を調査するための代理人費用、調査料などの合理的費用である。

国家工商行政管理局
一九九九年十二月二十九日

訳者注： 中国商標法第24条の「延期期間」
本意見の原文は「中華商標」2000.2、p.p.19-20に掲載されている。

China IP News Letter =====
日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 2000/2/29号 (N0.17)

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

配布の停止、追加等は

http://clickincome.net/mg_lt/mag/m00002317.html

ご意見・ご質問・ご感想等は、

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail: 関 和郎, seki@public.east.cn.net

韓 艶梅, pkip@public.east.cn.net までご連絡ください。

Copyright 2000 Kazuo Seki, all rights reserved
